

各県立学校長 様

教 育 長

夏季休業明けの県立学校の感染拡大防止について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

埼玉県内の感染症発生情報（週報）において、2023年第29週（7月17日～7月23日）の新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数が「10」を超え、その後、直近の第33週（8月14日～8月20日）においても「19.77」となっており、増加傾向が続いております。

つきましては、夏季休業終了後の学校再開に当たり、児童生徒及び教職員の安全を確保しながら、教育活動を継続できるよう、下記の感染防止対策の徹底をお願いします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

学校における衛生管理マニュアルや県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを踏まえ、基本的な感染症対策を徹底すること。

- (1) 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合に無理して登校しないこと及び速やかに医療機関を受診することについての保護者・児童生徒への周知・呼び掛け （（1）及び（2）は特に学校再開時の対応が重要）
- (3) 適切な換気の確保
- (4) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

2 「感染流行時」を踏まえた感染症対策の検討・実施

令和5年7月26日付け教保体第798-1号「新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の対応への移行について（通知）」により対応すること。

(1) 「感染流行時」の学校における感染症対策の検討・実施

マスクの着用の推奨については、学校内や地域で感染が拡大している場合や学校内での感染拡大の恐れがある場合など、「必要に応じて」、「一時的に」、「活動の場を限定して」着用を推奨することなどが考えられるものであり、学校教育活動全体を通じて一律にマスクの着用を推奨するものではないことに留意すること。

- (2) 児童生徒の新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止措置人数（新規陽性者数）の報告

3 学校行事実施における感染防止の工夫及び対策の徹底

令和5年7月18日付け教保体第745-1号「学校行事実施における感染防止の

工夫及び対策の徹底について（通知）」に基づき必要な工夫・対策を実施すること。

なお、文化祭や体育祭等の実施に当たっては、行事当日だけではなく、準備や片付け等における感染防止対策が極めて重要であることを踏まえ、適切に対応すること。

#### 4 臨時休業等の初動対応の体制確保・確認

感染拡大が懸念される状況が生じた場合、必要に応じて臨時休業等の初動対応を迅速に検討・実施する必要があるため、児童生徒の健康状況の把握・確認及び対応の校内体制を確保・確認すること。学校行事実施後は特に注意が必要であることを踏まえ、適切に対応すること。

#### 5 児童生徒の感染不安、感染によるストレス及び後遺症へのケアについて

夏季休業明けには、感染不安、感染によるストレス及び後遺症をはじめ、新型コロナウイルスに関する様々な不安や悩みを抱える児童生徒等が増えることが考えられるため、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の心の変化を的確に把握し、組織的な対応を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。

なお、夏季休業明けは自殺が疑われる事案が増える傾向にあり、その背景に心身の不調が窺われるケースがあることから、児童生徒の健康観察、健康相談に当たっては、令和5年8月22日付け教生指第447号「夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および令和5年度『自殺予防週間』の実施について（通知）」などの通知等を参考に、きめ細かく対応を行うこと。

担 当	県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話	048-830-6963



教保体第798-1号  
令和5年7月26日

各県立学校長 様

教 育 長

### 新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の対応への移行について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

学校における感染流行時への移行と対応については、令和5年6月16日付け教保体第561号「新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の学校の対応について（通知）」で通知したところです。このたび、令和5年7月26日発表の埼玉県内の感染症患者発生情報（週報）において、2023年第29週（7月17日～7月23日）の新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数が「10」以上となったため、下記のとおり対応願います。

#### 記

#### 1 感染流行時の対応について

##### (1) 学校における感染症対策の検討・実施

対応	学校の状況を踏まえ、必要に応じて以下の活動場面に <u>応じた感染症対策を検討・実施</u> ①活動場面（授業・行事等）に応じて、身体的距離の確保、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること等の対策の実施 ②場面に <u>応じた教職員や児童生徒へのマスク着用の推奨</u>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染症対策を実施する場合は、学校内での感染状況を踏まえ、学級や学年単位または、学校全体など必要な範囲及び活動を検討すること</li><li>・身体的距離の確保については、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応すること</li><li>・マスク着用の推奨する場合であっても、マスク着用を強いることがないよう十分留意すること</li></ul>

(2) 児童生徒の新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止措置人数（新規陽性者数）の報告

令和5年4月28日付け教保体245-1号『感染症及び食中毒の発生状況』の一部改正について」により実施している感染症発生に伴う出席停止人数報告（定期報告）に加え、新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止人数（新規陽性者数）にの報告を以下のとおり実施する。

なお、定期報告については他の感染症と合わせて従来どおり報告願います。

（夏季休業等の長期休業中は出席停止措置を講じることはないため報告対象外）

対応	<ul style="list-style-type: none"><li>アンケートシステムにより、<u>一週間分の新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止措置人数（新規陽性者数）</u>を報告（<u>翌週火曜日15時まで</u>）</li></ul> <p>(アンケートシステム)</p> <p><a href="http://smart/smart/eq.asp?U=9003005073061498855">http://smart/smart/eq.asp?U=9003005073061498855</a></p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li><u>陽性判明日・発症日等に関わらず、期間中（一週間）の学校で措置された児童生徒の出席停止措置人数を集計・報告</u></li><li>移行時期に該当した日以降の最初の月曜日から開始（長期休業中除く）</li><li>高等学校は課程ごと、特別支援学校は本校と分校は別に報告</li></ul>

(1回目の報告例)

7月27日（木）

…感染流行時への移行

↓（学校の対応）※夏季休業明けの最初の授業日がある週から開始

8月21日（月）～27日（日） …新型コロナウイルス感染症の出席停止措置人数の集計

8月29日（火）15時まで …前週分の出席停止措置人数の入力

※以降、平時に移行されるまで月曜日から日曜日までの1週間分を集計・報告

※長期休業中には出席停止措置を講じることはないため報告対象外

(3) 集団感染発生時の報告

長期休業中に部活動（合宿・大会含む）や学校行事等で集団感染が発生又は発生するおそれが生じた場合は、当該活動等の実施期間、陽性者及び体調不良者の人数等の状況について保健体育課へメール報告（a6960-13@pref.satatama.lg.jp）すること。

2 「感染流行時」から「平時」への移行について

学校の出席停止措置人数、臨時休業措置件数、定点医療機関における報告数等を総合的に勘案し、通知する。

担 当	県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話	048-830-6963
mail	a6960-13@pref.saitama.lg.jp



教保体第745-1号  
令和5年7月18日

各県立学校長 様

教 育 長

### 学校行事实施における感染防止の工夫及び対策の徹底について（通知）

日頃より学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

各学校においては、9月以降、文化祭、体育祭、修学旅行等の多くの学校行事が予定されており、各行事の実施に伴う感染症の感染拡大防止を踏まえ、実施計画を検討し、準備を進めていることと思います。これらの行事では、普段と異なる人の動き、距離及び学校施設の使用状況並びに不特定多数の者との会話や接触などがあるため、各行事の内容等に応じた感染防止対策の工夫・実施が必要です。

今般、学校行事实施にあたり、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」（令和5年5月8日改定）の対策を徹底する上で、下記のとおり、行事实施にあたって検討することが考えられる具体的な工夫・対策例について整理しました。

つきましては、別添、令和5年6月8日付け教保体第502-1号「学校行事实施時の基本的な感染防止対策の徹底について（通知）」及び本通知を踏まえ、改めて学校の実情に応じて必要な対応を検討の上、適切な対策を徹底して学校行事を実施するようお願いいたします。

なお、文化祭や体育祭等の実施に当たっては、行事当日だけではなく、準備や片付け等における感染防止対策が極めて重要であることを踏まえ、適切に対応願います。

### 記

#### 1 行事实施にあたって検討することが考えられる具体的な工夫・対策の例

##### (1) 健康観察

行事前から行事後までの間（例：行事の5日前から3日後まで）における各家庭からの日々の健康観察（体温測定含む）の実施

##### (2) 換気の確保

ア 定期的な換気タイムの設定（以下の②・③と組み合わせ、実行性を確保）

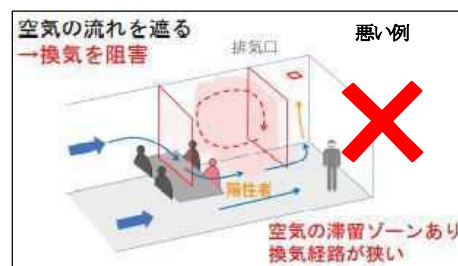
イ 定期的な巡回による換気の確保状況の点検の実施（点検表の作成等含む）

ウ 定期的な放送等の呼び掛けによる換気の実施

エ 更衣室や食事場所、文化祭でのパーティション、段ボール壁、カーテン・暗幕などを使用する教室、大人数が参加する催しの会場などエアロゾルが溜まりやすい場所の洗い出しの実施及び当該場所へのCO<sub>2</sub>モニターによる二酸化炭素濃度の計測の徹底とサーキュレータ等の重点的な配備

オ 空気の流れを踏まえた装飾等の工夫と点検

- ①空気の流れをつくるため、(対角に) 常時開放できる窓(天窗)、ドアを確保する
- ②パーティション使用時は空気の流れと平行にする
- ③カーテン・暗幕の一部をクリップ等で留めて室内の空気が滞らないようにする など



カ 教室の自然換気の状態を踏まえた割り当ての工夫

(例: 普段から比較的風通しのよい教室に、装飾が多い催しを行う団体を割り当てるなど)

キ 飲食場所の工夫 (屋外、良好な換気ができる教室など)

(3) 手洗い等の手指消毒

- ア 食事時間前等における放送等による手洗いの呼び掛け
- イ 飲食場所等へのアルコール消毒の配置 (使用は任意)

(4) 来校者への対応

ア 来校者に対する感染防止対策の検討・実施

- ①発熱熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には来校を控えていただくこと
- ②来校時のアルコールによる手指消毒の実施
- ③来校時のマスク着用の推奨 (学校や地域の感染状況や混雑予想を踏まえて)

イ ホームページへの掲載や保護者あて通知等による事前の情報発信

ウ 行事当日の受付におけるチラシ配布、会場内への掲示等による来校者に対する情報発信

(5) その他

ア 屋内外に関わらず人が密集することが想定される場面でのマスク着用の推奨

イ 大人数が同一場所に集まる催しの開催時間等の工夫

多くの生徒等が同一場所で参加する催しについてはできる限り短時間で実施する。また、屋内で実施する場合は、必ず一定時間ごとに換気の時間を設定するなど上記(2)エの対策を十分に検討・実施する。

ウ 会場(場所)、内容等を踏まえた入場者の管理

会場の広さや換気の状態、催しの内容等により、入場者数を制限又は入替え等で実施する。

エ 健康観察を踏まえた臨時休業等の初動対応の体制確保・確認

行事後に感染症の拡大が懸念される状況が生じた場合、必要に応じて臨時休業等の初期対応を迅速に検討・実施する必要があるため、(1)と合わせて、生徒の健康状況を収集・整理する等の校内体制を確認する。

～守ろうよ みんなの笑顔 コロナから～

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電 話 048-830-6963



教保体第502-1号  
令和5年6月8日

各県立学校長 様

教 育 長

### 学校行事実施時の基本的な感染防止対策の徹底について（通知）

日頃より学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

各学校においては、文化祭・体育祭・修学旅行等の学校行事が実施されているところですが、昨今、全国的に学校行事におけるインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が疑われる事例が頻繁に発生しております。

つきましては、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」（令和5年5月8日改定）（以下、「県ガイドライン」という。）を確認し、下記の点に留意の上、改めて、学校行事実施時の基本的な感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

なお、体育祭や文化祭等の実施に当たっては、行事当日だけではなく、準備や片付け等における感染防止対策が極めて重要であることを踏まえ、適切に対応願います。

#### 記

#### 1 基本的な感染防止対策の徹底について（県ガイドライン抜粋）

##### （1）健康観察

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理して登校しないよう、児童生徒・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと。

##### （2）換気の確保

ア 気候上可能な限り、常時換気に努めること。

イ 必要に応じてCO<sub>2</sub>モニターにより二酸化炭素濃度を計測し、適切な換気を確保すること。

その際、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）では、1,500ppmを基準としているが、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」では、学校についても、「気候等に応じて、・・・出来る限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされていることから、これらも踏まえた上で、効果的な換気に取り組むこと。

ウ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保すること。

エ 具体的な換気の方法や考え方については、令和4年9月5日付け保健体育課事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について（通知）」を参照するとともに、学校薬剤師等に相談し、指導助言を仰ぐこと。

### (3) 手洗い等の手指消毒

外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導すること。

## 2 県立学校の新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の拡大防止対策「eMAT for School」を踏まえた留意点

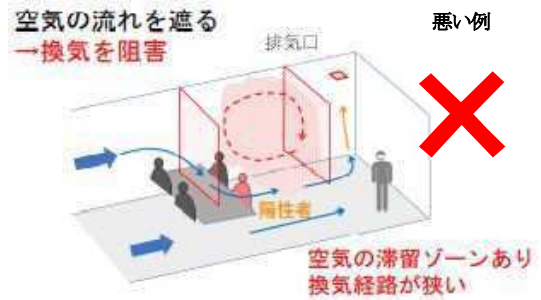
(令和4年8月22日保健体育課事務連絡「教育局保健だより vol.5 (教職員用)」一部改)

### パーティション&段ボール壁、カーテン・暗幕は、危険！！

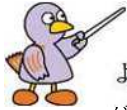
直接、飛沫を浴びることを防ぐパーティションですが、設置状況によっては、室内の空気の流れを阻害してしまい、結果として、エアロゾルが溜まってしまっているのではないかとと思われるケースが多いです。

(文化祭例) お化け屋敷・巨大迷路・スタッフ控室等

パーティションの位置を空気の流れと平行にしたり、カーテン・暗幕の一部をクリップ等で留めたりして、室内の空気が滞らないようにしましょう。扇風機やサーキュレータを活用して、空気を外に押し出すようにすると、効率的に換気できます。



### 更衣室・食事場所は、エアロゾルが溜まりやすいと心得るべし!



更衣室や飲食する場所…はエアロゾルが溜まりやすい場所であるため、食事場所や更衣室の換気はより一層気を付けることが大切です。特に体育祭は主に屋外で実施するため、こういった屋内の対策が不徹底になりやすいので注意が必要です。

### 初期対応が肝心！

新型コロナウイルス感染症は感染症にとって好条件が揃うとあっという間に感染が広がってしまう。初動の遅れが、その後の感染状況に大きく影響します。

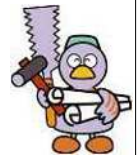
「検査の結果、陽性でした」という報告はもちろんのこと、「体調が悪いので休む・検査を受ける・結果はいつ出る」といった連絡がとれる体制を、生徒・保護者にも協力いただいて整えておくと、その後の対応に役立てることが出来ます。



### 準備から片付けまでが「学校行事」

行事の計画を拝見しますと、「当日の入場者チェック・フォロー」など、外部からウイルスを持ち込まないための対策はよく考えられています。

盲点なのが「準備の時間」。本番さながらの環境の中で、気分も高揚して、換気の確保などの対策がおそろかになってしまうことも…。昨年度も、文化祭準備で感染が拡大したと疑われるケースが、多数報告されています。



～守ろうよ みんなの笑顔 コロナから～

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電話 048-830-6963





教生指第447号  
令和5年8月22日

各市町村教育委員会教育長 様  
各教育事務所長 様  
各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および  
令和5年度「自殺予防週間」の実施について（通知）

日頃、児童生徒の自殺予防に係る取組への御理解と御対応に感謝申し上げます。

さて、夏季休業もまもなく終了し、新学期が始まります。これまでも繰り返しお伝えしているとおり、長期休業明け前後は、児童生徒の自殺が増加する傾向があります。

つきましては、令和5年7月12日付で送付した通知（別添1）を参考に、夏季休業明け前後における学校の対応を再度確認するとともに、あらためて家庭との連携強化を図るなど、児童生徒の命を守るための取組に努めていただくようお願いします。

また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長からの通知（別添2）にあるとおり、自殺対策基本法において9月10日から9月16日の1週間を「自殺予防週間」と位置づけています。各学校においては、学校活動が再開されたあとも引き続き、自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いします。

なお、教育事務所にあっては域内の市町村教育委員会に対して、市町村教育委員会にあっては所管の学校に対して御周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御配慮願います。

記

添付資料

- （別添1）【写】令和5年7月12日付教生指第343号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」  
（別添2）【写】令和5年8月16日付5初児生第12号「令和5年度『自殺予防週間』の実施について（通知）」

参考資料

- （1）埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijimehutoukousoudan/ijimehutoukokusoudanmadoguti.html>  
（2）生徒指導ハンドブック  
（第2章 自殺防止について 第4章 関係機関との連携について）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/handbook/handbook-is.html>

担 当 埼玉県教育局県立学校部生徒指導課  
生徒指導・いじめ対策・非行防止担当 新井・矢代  
T E L 048-830-6908  
E-mail a6740@pref.saitama.lg.jp